令和３年６月29日版

本県版一時金第２弾Ｑ＆Ａ

≪１　制度全般について≫

１．今回の一時金はどのような趣旨で交付されるものですか。

○　福島県緊急特別対策に伴う飲食店への営業時間短縮要請や県民に対する不要不急の外出自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等を支援するために交付するものです。

２．交付額はいくらですか。

○　経営規模や法人経営・個人経営にかかわらず一律２０万円となります。

３．今年（令和３年）３月から実施していた、本県版一時金との違いは何ですか。

○　今年３月から実施した本県版一時金では、令和３年１月又は２月の売上が前年同月比で５０％以上減少したことを要件としておりましたが、今回の本県版一時金第２弾では、令和３年５月の売上が令和元年又は令和２年５月と比べて３０％以上減少したことを要件としております。

○　また、前回は国が実施する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付を受けておらず、今後も受ける予定がないことを要件としておりましたが、今回は国が実施する「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」との併給を可能としております。

≪２　交付対象者について≫

１．どのような交付要件となりますか。

○　主な交付要件は以下のとおりです。

（１）県内に本社又は本店のある中小法人・個人事業者等

（２）福島県緊急特別対策に基づく要請に伴い、

①飲食店と直接・間接の取引があること

②不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたこと

により、令和３年５月の売上が令和元年又は令和２年５月と比べて３０％以上減少したこと。

（３）福島県緊急特別対策の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。

２．福島県外に本社があり、福島県内に支店があります。この場合、交付対象となりますか。

〇　交付対象となりません。

〇　なお、フランチャイズ契約を締結し、県内で事業を展開する県内中小事業者は、「県内に本社又は本店がある中小法人・個人事業者等」の要件を満たすものとします。

３．自分の業種が対象となるか教えてほしい。

〇　業種で判断するのではなく、売上が減少した理由（福島県緊急特別対策に基づく要請による影響を受け、売上が減少したか否か）で判断することから、申請いただいた内容を確認し、交付対象となるか判断します。

〇　そのため、コールセンター等でも、個別の業種が一時金の対象となるかについて、お答えすることはできません。

〇　なお、影響の区分ごとに申請が想定される業種は以下のとおりです。

①　県内の飲食店と直接・間接の取引がある事業者
→飲食店への卸売業者、生産者（農業、漁業等）、飲食料品製造者（酒造、食品加工事業者等）、飲食店消耗品製造業者（割り箸、おしぼり業者等）、飲食店向けサービス提供者（機材リース、クリーニング等）　などを想定。

②　不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けた事業者
→宿泊業（旅館、ホテル等）、観光施設（土産物店等）、交通事業者（タクシー、運転代行等）、サービス業（理美容室等）、飲食業（営業時間短縮要請の対象店舗を除く）　など

〇　ただし、上記以外にも①飲食店と直接・間接の取引がある事業者、または②不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けた事業者は対象となります。

４．要件とされている、直接または間接の取引がある飲食店の範囲を教えてください。

〇　福島県緊急特別対策に伴う、営業時間短縮要請の対象となった飲食店を指します。

５. 不要不急の外出自粛により直接的に影響を受けたとは具体的にどのようなものでしょうか。

○　消費者に対面または直接商品やサービスを提供する事業者が、不要不急の外出自粛要請に伴い人出が減少したことで、販売等の機会が減り、売上が減少した場合を指します。

６．昨年（令和２年）５月の売り上げは、既に新型コロナウイルスの影響が出ていて、例年より少なかった。このため、今年（令和３年）５月と比較すると売上が３０％以上減少しない場合は、交付対象とならないのですか。

○　令和元年又は令和２年５月の売上と比較して３０％以上減少している場合は、交付対象となります。

７．創業した時期によっては、令和３年５月の売り上げと比較する、令和元年又は令和２年５月の売上額が存在しません。この場合、いつの時点と比較すればよいですか。
（１）令和元年５月２日以降～令和２年５月１日以前の創業 *（追加）*
（２）令和２年５月２日以降の創業
〔Ｑ＆Ａ令和３年６月２９日修正〕

○　創業時期により、比較する売り上げ月を以下のとおりとします。
（１）令和元年５月２日以降～令和２年５月１日以前に創業の場合 *（追加）*
　令和３年５月の売上が、令和２年５月または令和**３**年４月のいずれかの売上と比較して、３０％以上減少している場合は、交付対象となります。
（２）令和２年５月２日以降に創業の場合
　令和３年５月の売上が、令和３年３月または４月のいずれかの売上と比較して、３０％以上減少している場合は、交付対象となります。

○　創業時期ごとの比較対象月をまとめると、下記表のとおりです。

創業時期	比較対象月
令和元年５月１日以前	令和元年５月又は令和２年５月
令和元年５月２日～令和２年５月１日	令和２年５月又は令和**３**年４月
令和２年５月２日～令和３年３月１日	令和３年３月又は４月
令和３年３月２日～４月１日	令和３年４月
令和３年４月２日以降	一時金対象外

○　なお、創業が令和元年５月２日～令和２年５月１日のために令和３年４月の売り上げと比較する場合は、以下により提出してください。*（追加）*

・令和２年分確定申告書第一表の写し
・令和３年４月の売上台帳等
・創業時期のわかる書類（法人設立届出書、開業届　等）
・運転免許証、パスポート又は保険証の写し（※個人事業主の方のみ）
・飲食店営業許可証（※宿泊事業者、飲食事業者の方のみ）

※一時金交付申請書など、申請者全員が提出する書類も必要です。

この場合の申請書およびチェックリストは、次により作成ください。
・申請書「４　売上減少の内容について」③欄
…『（イ）令和３年４月』にチェック記入。
・チェックリスト「№５」欄…区分『エ』にチェック記入。
（チェックの下余白に、創業時期も記入ください。）

８．飲食店を経営していますが、午後８時から午前５時までの時間帯を含む営業をしておらず、福島県緊急特別対策に基づく時短営業要請の対象ではなかったため、協力金も受けていません。この場合は、今回の一時金の対象にはなりますか。

○　夜間時間帯の営業をしていない、あるいは酒類を提供していないなど、時短営業要請の対象ではない飲食店について、福島県緊急特別対策に基づく不要不急の外出自粛要請により影響を受けた場合に一時金の対象となる可能性があります。

○　なお、酒類の提供を行っている飲食店における、通常の営業時間ごとの一時金交付の可否の例は次のとおりです。

通常の営業時間	一時金交付の可否
午前１１時～午後８時	○
午後５時～午後８時	○
午前１１時～午後９時	×
午後８時～午後１１時	×
２４時間営業	×

※通常の営業時間に関わらず、酒類の提供を行っていない飲食店は、時短営業要請の対象には該当せず、一時金の対象となり得ます。

９．福島県緊急特別対策の営業時間短縮要請で時短営業協力金を申請しましたが、交付要件を満たさないため、不交付となりました。この場合、一時金は交付対象となりますか。

○　県全域の営業時間短縮要請の対象事業者であれば、交付対象となりません。
○　ただし、不交付の理由が「対象事業者でないこと」（夜８時～朝５時までの時間帯に営業していない等）である場合は、一時金の対象となる可能性があります。

10. 複数店舗を経営している事業者は、店舗ごとに交付を受けられますか。

○　事業者単位で交付しますので、経営店舗数が複数であっても一律２０万円となります。

11. 宿泊業と食品加工業など１事業者で異なる２つ以上の業種を営んでいる場合は、売上は業種ごとに計算するのでしょうか。

○　売上の計算は、事業者単位で行います。
○　単独業種では令和元年又は２年５月と比べて３０％以上減少していても、事業全体では令和元年又は２年５月と比べて３０％以上減少していない場合は対象外となります。

12. １年のうち特定の時期に売上が集中し、例年５月は売上が無い場合、一時金を受け取ることはできますか。

○　福島県緊急特別対策による影響を受けた事業者が対象となるため、５月の売上減少が確認できない事業者は対象外となります。

13. 同一の事業を継続していますが、Ｒ３年２月以降は売り上げがありません。一時金の交付対象外でしょうか。　〔Ｑ＆Ａ令和３年６月１４日追加〕

○　Ｒ３年２月以降の売り上げがなくても、事業継続している方は、他要件が合致すれば一時金の交付対象となり得ます。
○　申請時点まで事業継続していることがわかる資料を添付して申請してください。

（例：直近のイベントチラシ、仕入伝票の写し、
業務委託契約書の写し（派遣事業者等から受託している場合）、
給与明細書の写し（事業の対価が出来高払いの給与の場合）　等

≪３　交付申請手続きについて≫

１.申請書類を直接県庁に持っていきたいのですが､受け付けてもらえますか。

○　書類の紛失等を防止するため、受付窓口を福島県一時金事務局に統一しております。

○　直接県庁に持参いただいた場合は受付できませんので、郵送又は電子申請での提出にご協力ください。

○　なお、郵送の場合の送付先は以下のとおりです。
〒９６０－８０４３
福島市中町１－１９　福島中町郵便局留　福島県一時金事務局　宛

≪４　申請書の記載内容について≫

◆飲食店との取引がある事業者◆ １．飲食店と直接取引がある場合、どのような飲食店を、取引先飲食店として記載するのでしょうか。

○　申請される方が、直接、商品・サービスを提供している飲食店を、取引先飲食店と記載してください。

○　例えば、農業者が直接生産物を納入する飲食店や、清掃事業者がクリーニングサービスを行っている飲食店等について、取引先として記載してください。

◆飲食店との取引がある事業者◆ ２．飲食店と間接取引がある場合とは、どのような場合でしょうか。

○　申請される方が､卸売業者や流通業者を通して､飲食店へ商品を提供している場合が該当します。

○　具体的には、器具販売業者が仲卸業者を通して飲食店へ商品を販売している場合や、酒造業者が流通業者を通して飲食店へ商品を提供している場合が該当します。

◆飲食店との取引がある事業者◆
３．自社の商品は卸業者に販売しており、最終的にどの飲食店で取扱われているかわからないのですが、申請はできますか。

○　本一時金は、福島県緊急特別対策に基づく要請に伴い、飲食店の時短営業により影響を受けた事業者等を対象としております。
○　最終的に自社の商品が、どの飲食店で取扱われているか分からない場合には、売上の減少が福島県緊急特別対策に基づく時短営業の影響と判断できないことから、交付対象外となります。

◆外出自粛の影響を受けた事業者◆
４．外出自粛により売上が下がったゲームセンターに、商品を納入している事業者は一時金の交付対象となりますか。

○　消費者に対面又は直接的に商品・サービスを提供している事業者に該当しないため、一時金の交付対象外となります。

◆外出自粛の影響を受けた事業者◆
５．ネット販売のみの事業形態ですが、一時金の対象となりますか。

○　対面又は直接的に商品・サービスを提供していると判断できないため、一時金の対象外となります。
○　ただし、県内の飲食店へ直接又は間接の取引があると認められる場合には、一時金の対象となる場合があります。

◆外出自粛の影響を受けた事業者◆
６．確定申告上の登録事業所は福島県内にありますが、商品・サービスの提供は福島県内では行っておりません。一時金の交付対象となりますか。

○　商品・サービスの提供場所が福島県外の場合、不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたと判断できないため、一時金の交付対象外となります。

≪５　申請時の提出書類について≫

１．確定申告義務がなく確定申告書がないのですが、申請可能ですか。

○　所得税の確定申告が必要な額に満たない事業規模の事業者については、市町村に提出した住民税申告書控の写しを提出してください。

○　住民税申告書控で申請する場合、申告書の収入金額等（事業）の金額内訳が分かるよう、対象年全ての月の売上が分かる売上台帳等を提出してください。

２．収受日付印が押印されていない確定申告書で申請可能ですか。

○　収受日付印が押印された確定申告書を提出してください。

○　e-Tax による電子申告の場合は、収受日付印が押印されませんので、「受信通知」を合わせて提出してください。

３．白色申告で確定申告を行っているので、確定申告書には月毎の売上が記載されていません。この場合は、どのように売上減少を確認するのですか。

○　白色申告の方は、確定申告書のほか、令和元年又は令和２年全ての月の売上が分かる売上台帳等を提出してください。

○　そのうえで、対象となる令和元年又は令和２年５月の売上と令和３年５月の売上を比較することになります。